

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
多摩川下流部左岸の減災に係る取組方針

平成28年8月24日

京浜河川災害情報協議会

多摩川下流部左岸大規模氾濫に関する減災対策専門部会

〔 大田区、世田谷区、府中市、調布市、国立市、狛江市、品川区
東京都、東京管区气象台、京浜河川事務所 〕

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

京浜河川災害情報協議会では、この答申を踏まえ、多摩川下流部左岸において、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の 3 区 4 市（大田区、世田谷区、府中市、調布市、国立市、狛江市、品川区）と東京都、東京管区气象台、京浜河川事務所等で構成される「多摩川下流部左岸大規模氾濫に関する減災対策専門部会」（以下「本専門部会」という。）を平成 28 年 5 月 24 日に設立し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

多摩川は、上流から下流にかけては、堰等の横断工作物付近の堆積土による流下能力の不足箇所や洪水の流れが速く、日常的に水が流れている低水路が蛇行しているため河岸浸食、高水敷や堤防の浸食、さらには堤防決壊等の危険性がある。一度氾濫が起これば、沿川地域においては甚大な人的被害や、社会経済への影響が懸念される。

これまでも、出水によって度々被害を受けており、昭和 49 年 9 月台風 16 号洪水では側方浸食により堤防が決壊し、家屋 19 棟が流失するなど甚大な被害が発生したところである。

また、今般公表された、想定最大規模の洪水における洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨の洪水における洪水浸水想定より、浸水面積が広く、浸水深は深く、また浸水継続時間が長くなることから、甚大な被害になることが想定される。

本専門部会では、こうした多摩川の特性及び現状を踏まえ、平成 32 年度までに、隣接した自治体間が連携した円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「多摩川下流部左岸の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、多摩川下流部左岸で発生しうる想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害（以下、大規模水害という）に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標として定め、平成 32 年度を目処に各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、主に以下の取り組みを行うものとする。

■ハード対策：

- ・洪水を河川内で安全に流す対策
- ・危機管理型ハード対策
- ・避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

■ソフト対策：

- ・逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - ▶ 情報伝達、避難計画等に関する取組
 - ▶ 防災教育や防災知識の普及
- ・洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - ▶ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
 - ▶ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組

なお、本専門部会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

2. 本専門部会の構成員

本専門部会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
大田区 世田谷区 府中市 調布市 国立市 狛江市 品川区	区長 区長 市長 市長 市長 市長 区長
東京都 建設局 河川部 東京都 総務局 総合防災部 "	防災課長 計画調整担当課長 防災対策課長
気象庁 東京管区気象台	気象防災部長
国土交通省関東地方整備局	京浜河川事務所長

※品川区においては、想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域(平成28年5月公表)にその一部が含まれたため新たに対象区として追加された。

3. 多摩川下流部左岸の概要と主な課題

(1) 多摩川下流部左岸の流域の概要と氾濫特性

多摩川流域の人口は、流域面積の約 3 分の 1 を占める中下流の平野部にほぼ集中しており、多摩川下流部左岸は首都圏の中でも都市化が進み、土地の高密度利用がなされている地域であるとともに、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなしている。また、中央自動車道や東名高速道路、東海道新幹線などの西日本と東日本を結ぶ幹線交通や、緊急輸送路である国道 1 号や 15 号等の交通機関が集中している。このため、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず東日本から西日本にまで及ぶ社会経済への影響が懸念される。

また、多摩川下流部左岸は、以下のような河道の特徴及び地形の特徴を有している。

上流側では、河床勾配が急であり、川の流れが速いため河岸侵食が起りやすい河道であるとともに堰付近等の横断工作物付近の堆積土による流下能力が不足している箇所がある。

一方、堤内地側は、国分寺崖線と立川崖線に囲まれた地形であり、氾濫域は狭いが、浸水深は深くなりやすい地形である。

河口側では、河床勾配が緩く、大きく湾曲した河道であり、流下能力が不足する区間がある。

一方、堤内地側は、起伏が小さな平坦な低地であり、浸水域が広がりやすい地形である。

(2) 多摩川における過去の洪水による被害状況

○昭和 49 年 9 月洪水

昭和 49 年 9 月台風 16 号により、当時の計画高水流量(4,170m³/s)に匹敵する大出水となり、護岸の全壊、半壊をはじめとし、取水堰施設の損壊が目立った。特に、東京都狛江市猪方地先では、堤防が約 260m にわたって決壊し、それに伴って堤内の住宅地等 3,000m²と家屋 19 棟が流失した他、高水敷の児童遊園地等の諸施設が流される甚大な被害が発生した。

○昭和 57 年 8 月、9 月洪水

昭和 57 年 8 月の台風 10 号による出水は石原観測所で戦後第 3 位の水位を記録し、越水・溢水等の被害は免れたが、河川施設の複数個所での災害、川崎市などで床上・床下浸水 163 戸の被害が発生した。また、9 月の台風 18 号の出水でも警戒水位を超える観測所もあり、河川施設の災害が生じるとともに、川崎市などで床上・床下浸水 60 戸の被害が発生した。

○平成 11 年 8 月洪水

平成 11 年 8 月の出水は、弱い熱帯低気圧の影響で 13 日から降り続いた雨により、最大 2 日雨量が多摩川の檜原で 361mm、多摩川上流で 352mm と 300mm を超える大雨となり、川崎市戸手地先と世田谷区二子玉川地先に避難勧告が出され、戸手地区では浸水被害が発生した。

○平成 19 年 9 月洪水

平成 19 年 9 月の台風 9 号による出水では、小河内観測所において降り始めからの雨量が観測史上最大の 710mm の降雨を記録し、日野橋観測所では戦後 2 番目となる水位を記録した。堤防が決壊するなどの大きな被害はなかったものの、河岸洗掘による護岸崩壊等の被災が発生し、二ヶ領宿河原堰においては、護床工が流失する被害が発生した。

(3) 多摩川下流部左岸の現状と課題

過去の出水による被害を受け、これまでに平成 12 年 12 月に河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」、平成 13 年 3 月に河川整備基本方針に沿った整備に関する計画である「多摩川水系河川整備計画（直轄管理区間編）」を策定し、浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修が推進されてきたところである。

また、水防法の改正に伴う想定最大規模の洪水による洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨による想定に比べ、河口側では浸水面積が広がり、上流側では浸水面積は大きく変わるものではないが、浸水深が深く、浸水継続時間は長くなることから、一層、甚大な被害になることが想定される。

こうした河川改修の現状と氾濫特性等を踏まえた多摩川下流部左岸での主な課題は、以下のとおりである。

○多摩川下流部左岸は、東京湾に向かって氾濫原が広がっている河口側と、武蔵野台地によって氾濫が閉塞する上流側とで、氾濫形態が異なる。河口側では、想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域は、計画規模の洪水による洪水浸水想定区域に比べて浸水が想定される範囲が増え、多摩川沿川から離れた品川区まで及ぶ。このため、逃げ遅れゼロを目指した住民等の適確な避難行動に資する情報提供や実践的な訓練、避難計画、水防災教育や防災知識の普及などが必要である。

○大規模水害を視野に入れた、洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のためのより一層の水防活動の効率化及び水防体制の強化、河川水位等の情報共有の強化が必要である。

○中央自動車道や東名高速道路、東海道新幹線などの西日本と東日本を結ぶ幹線交通や、緊急輸送路である国道 1 号や 15 号等の交通機関が集中しているため、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず東日本から西日本にまで及ぶ社会経済への影響、一刻も早い生活再

建及び、社会経済活動の回復を可能とするための、排水計画の作成、排水訓練実施が必要である。

以上の課題を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目的に具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

多摩川下流部左岸における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。(別紙1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
想定される浸水リスクの周知	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	●発表・公表している防災情報や水害リスクを住民等へわかりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○自治体によっては、水位観測所の避難判断水位、氾濫警戒(危険)情報等だけでなく、土砂災害警戒情報も含め目安とし発令している。	
	●避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。	C
避難場所、避難経路	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の洪水に対するハザードマップ等で周知している。	
	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。	D
	●人口稠密な大都市では、水平避難が困難な場合、適切に避難できない課題がある。	E
	●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	F

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	○避難情報を防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、Lアラート、フェイスブック、ツイッター等により伝達している。	
	○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。	
	○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。（京浜河川事務所ホームページから登録可能）	
	●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。	G
	●住民等が理解しやすい避難勧告の伝達文の検討が必要となる。	H
避難誘導體制	●高齢者や災害時要配慮者等、複数の情報入手ツールを持たない一部の住民も含め、単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。	
	●住民自らが情報を取りにいくよう防災意識の向上を図る必要がある。	
	○避難誘導は、自治体、警察、水防団（消防団）、自主防災組織が実施している。	
	●災害時には人員や資機材の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。	K
	●避難誘導ための準備・訓練や効率的な誘導體制の確保が必要となる。	L

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
河川水位等に 係る情報 の提供	○防災行政無線、メール等を用いて水防団（消防団）へ周知を図っている。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報提供をすることが課題である。	M
河川の巡視 区間	○出水期前に、自治体、水防団（消防団）、地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団（消防団）と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●洪水時の水防団（消防団）の巡視担当者の安全を確保することが課題である。	N
	●水防団（消防団）による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。	O
水防資機材 の整備状況	○土のう袋や防水シート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。	
	●水防資機材の過不足を確認し的確なメンテナンス及び補充を行うことが課題である。	P
	●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	Q
市区庁舎、災 害拠点病院 等の水害時 における対 応	○必要な設備の屋上への設置、資機材の配備や水防体制の確保により対応している。	
	●災害時に拠点となる公共施設が浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水 資 機 材 の 操 作・運用	○自治体によっては、可搬ポンプの操作訓練を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	●大規模洪水の際に関係機関が連携した氾濫水の排水のための操作・運用に課題がある。	S
	●洪水時の排水施設の操作員の安全確保が課題である。	T

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④ 河川管理施設の整備に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
堤防等河川管 理施設の整備 状況	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	●必要な堤防高、幅が不足する箇所を整備を着実に進めていく必要がある。	U
	●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。	V

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 32 年度を目途に達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

多摩川下流部左岸の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた取組】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」、「危機管理型ハード対策」等に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	U	H32年度	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	V	H32年度	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービスの導入	G, I	引き続き 順次実施	7市区
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	R	実施済み	2市区
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材の配備	P, Q	引き続き 順次実施	7市区 都 関東地整
④消防団と兼任する水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	M	引き続き 実施	関東地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, H	引き続き実施	関東地整
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	引き続き順次実施	7市区 気象庁 関東地整
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	H28年度から順次実施	7市区 気象庁 関東地整
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	H28年度	関東地整
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	H29年度から順次実施	7市区
⑥近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び都市部における垂直避難の検討	D, E	H28年度から順次実施	2市区 関東地整
⑦要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成	D, E, I, K	H29年度から順次実施	7市区
⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まちごとハザードマップ」の検討	A, D, F	H29年度から順次実施	7市区
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B, H	H29年度	気象庁

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 順次実施	7市区 気象庁 関東地整
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28 年度から 順次実施	7市区 気象庁 関東地整
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	H29 年度から 順次実施	7市区 気象庁 関東地整
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	引き続き 実施	7市区 都 気象庁 関東地整
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	引き続き 実施	7市区 都 気象庁 関東地整

(2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	引き続き 実施	7市区
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	M	引き続き 実施	7市区
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M, O	引き続き 順次実施	6市区 都 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N, O	引き続き 実施	7市区 都 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	N	引き続き 実施	5市区

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	S, T	引き続き 順次実施	6市区 都 関東地整
②排水訓練の実施	S, T	引き続き 順次実施	5市区 関東地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本専門部会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	関東地整	現状・課題	
想定される浸水リスクの周知	現状								区市が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。	・多摩川における想定最大規模及び計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	課題								—	・洪水浸水想定区域が住民に認識されていないことが課題である。	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状								国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題								—	・発表・公表している防災情報や水害リスクを住民等へわかりやすい周知方法を検討することが課題である。	●発表・公表している防災情報や水害リスクを住民等へわかりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	現状	発令基準についてはそれぞれ以下の基準のとおりである。 避難準備情報：避難判断水位(7.6メートル)に達し、さらに上昇する見込みのとき 避難勧告：氾濫危険情報(8.4メートル)が発表され、さらに上昇する見込みのとき 避難指示：氾濫発生情報(10.35メートル)が発表され、被害が発生もしくは恐れのあるとき ※観測点は田園調布(上)観測所(水位AP(m))	下記を基準として発令。 避難準備情報：避難判断水位に達して、はん濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等。 避難勧告：はん濫危険水位に達してはん濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等。 避難指示： ①はん濫被害を及ぼす恐れのある箇所の水位が、堤防高に到達するおそれが高い場合(越水、溢水の恐れがある場合)。 ②以上な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合。 ③決壊や越流が発生した場合。 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。	平成26年4月に内閣府が公表した避難勧告の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき、各種発令を判断する基準値を定めている。 しかしながら、多摩川の増水履歴等から考えると、たびたび発令基準以上の状況になっているが、現に災害が発生した事はなく、ガイドラインで定めた基準値だけでは単純に計ることが難しい。	内閣府のマニュアルを参考に流域の水位、雨量等を基準とした発令判断基準を定めている。 なお、判断に当たっては、水位や雨量等は市内情報のみでなく、上流部や水源地等の情報も踏まえて行うこととしている。	避難準備、勧告は上流域の雨量、水位状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、住民の通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。 市の防災担当部署及び水害時に活動する関係課との訓練を実施している。また、浸水想定区内の要配慮者施設への連絡訓練を実施している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(発令基準)、水害対応チェックリスト(タイムライン)を整備している。	現在、目黒川に関する避難勧告等の発令基準を定めているが、多摩川においても、指標等を含め総合的に検討していく。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表)	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○自治体によっては、水位観測所の避難判断水位、氾濫警戒(危険)情報だけでなく、土砂災害警戒情報も含め目安とし発令している。	
	課題	河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため、河川のみを注視できない。	基準値を超えた際に、今後の気象状況や、さらなる水位上昇を考慮した総合的な判断が必要である。	水害に係る部署や消防団が行う河川及び急傾斜地の監視警戒において、異変の察知能力や情報伝達を向上させることが課題として求められている。	基準となる観測所水位のみで判断した場合、かなり頻繁に発令することとなる。ある程度の余裕を持った発令が必要とは考えるが、「空振り」を繰り返すことによるマイナス効果も予測される。 内閣府のマニュアルでは、空振りを恐れずに水位等を判断基準に発令することとしているが、実際には「数値」のみで判断するのが難しい状況である。	市の職員や市内要配慮者施設事業者に対しての水害時の体制や連絡体制の周知が徹底していない。 浸水想定区域が変更になり新たに範囲が広がった。 土砂災害警戒区域と合わせハザードマップの更新が必要である。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを適宜見直す必要がある。 ・現在、石原観測所の氾濫注意水位と避難判断水位が同水位であり、対応を一同に実施することが必要となる。	—	—	—	●避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。	C
避難場所・避難経路	現状	広域避難が必要な場合、又は必要と見込まれる場合は、区立小中学校を避難所と指定する。避難を要する地域が一部の限られた範囲にしか及ばないと見込まれる場合は、区立小中学校以外の区立施設を臨時の避難所として指定する。避難経路については具体的な指定はしていないが、状況に応じて対応を行う予定である。	洪水ハザードマップに、避難所の案内や避難方向の目安を掲載し、住民への周知をしている。	避難所や避難勧告・指示の内容については平成26年3月に全戸配布を行った府中市防災ハンドブックやHP、ハザードマップを掲載して広く住民に周知しているところではあるが、市域の約半数が浸水想定区域に指定されているため、水平避難を行うには無理がある地域が多い。	・防災マップ、洪水ハザードマップ、HP等に周知している。 ・洪水ハザードマップは全戸配布を行っている。 ・また、避難場所案内板を市内各所に設置するほか、防災講演会や出前講座等を通じて市民への周知、啓発を行っている。 ・避難については、ハザードマップで方向を示しているが、経路については指定していない。	避難場所等については防災マップ、洪水ハザードマップをHPや窓口などで広報周知している。避難経路については特に策定していない。	・洪水ハザードマップを掲載している防災ガイドを全戸配布している。 ・避難場所の案内板を市内各所に設置している。 ・避難経路については、市で指定していない。	区市が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の洪水に対するハザードマップ等で周知している。		
	課題	新たに公表された浸水想定では、区内の避難所の多くが浸水する可能性があり、移動手段を考慮した近隣自治体への広域避難の検討が必要と考えるが、人口の多い大都市においては広域避難について限界がある。また想定浸水深の0.5～3.0mというような大まかなデータではなく、より詳細なデータの提供が必要であり、そういった情報提供がなければ、一自治体として避難計画を策定していくには困難な状況である。	ハザードマップの周知は進んではきているが、幅広く地域住民へ周知を回り、実際の行動に結びつけていく必要がある。	浸水想定区域の中で垂直避難が出来る事業所や施設等と災害時応援協定を結ぶなどして、浸水想定区域内に垂直避難が可能な施設を確保していくことが課題として求められている。	・周知をしているが、認知度の向上が課題である。 ・市民自身が、避難先の確保や避難経路の確認等を行うような意識の醸成が必要である。 ・「行政が守ってくれる」という意識が自助・共助の推進を阻害している面もあると考えおり、国の施策としての報道機関等を通じた「自ら避難する」という意識改革が必要なのではないかと思われる。	浸水想定区域の変更によるマップの更新及び周知 避難経路や危険周知の広報ルート(車両による巡回ルートなど)は今後検討が必要である。	・住民自らが避難場所までの避難経路を確認する等、自助意識を高めること。 ・現在、避難経路を指定していないが、今後、検討が必要である。	—	—	—	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。	D
											●人口稠密な大都市では、水平避難が困難な場合、適切に避難できない課題がある。	E
											●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	F

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	関東地整	現状・課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	避難勧告等を発令した場合には、区防災行政無線、広報車両、区ホームページ、ツイッター、デジタルサイネージ、安全・安心メール、エリアメール・緊急速報メールの活用や報道各社への情報提供を行って住民等への情報周知を図る。	発令時の情報提供については、防災無線塔からの放送、ホームページ、Twitter、災害情報テレフォンサービス、FM世田谷、登録型の配信メール、エリアメール、広報車などで対応している。	防災行政無線、広報車、メール配信、Lアラート、HP、エリアメール、フリーアクセス電話番号(防災行政無線放送確認用)の開設、Twitter、消防署・警察署への依頼で対応。	市が警察署、消防署、消防団、都等と連携して、住民等へ情報伝達をする。情報伝達手段としては、防災行政無線、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、登録型配信メール、コミュニティFM、携帯会社によるエリアメール等を利用するほか、市職員等による広報車両での巡回等を予定している。	防災行政無線、広報車、メール配信、Twitter、消防・警察への依頼	・避難勧告等については、<防災行政無線、市ホームページ・ツイッター等、登録制エリアメール、広報車等による巡回、市職員・消防団員による巡回、Lアラート、エリアメール、報道機関等への協力要請>により、住民等に情報伝達を行う。	区防災行政無線、区ホームページ、ツイッター、しなメール、L字放送などで情報を伝達する。		○雨量・水位観測値の浸水観測値が基準値を超えたときに、電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施(事務所HPから登録可能) ○河川情報掲示板を活用した情報提供(現在、JR川崎駅、八王子駅等4箇所に設置) ○ライブカメラによる映像配信(多摩川水系12、鶴見川水系8、相模川水系4計24箇所)	
	課題	・雨天時は防災行政無線が聞こえにくい。 ・住民が理解しやすい避難勧告の伝達文の検討が必要と考える。	・情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでかなりの人数が必要である。 ・防災無線、広報車等では、大雨等の場合に、聞き取りが困難である。 ・SNSを利用しない住民等への情報伝達方法が課題である。	住民自身が正しい判断と行動を行うための意識付けや気象情報の収集方法など防災意識の向上を図る必要がある。	災害が発生する時間によって、職員の体制等が異なるため、それぞれの状況に応じた具体的な体制整備が必要である。 風水害に係る避難発令を実施したことがないため、計画はあるものの市民や職員の安全を確保など、適切な対応ができるよう検討を進める必要がある。	広報ルートや誘導路の周知 現地対応職員の安全確保	・防災行政無線(屋外子局)による音声伝達は、風水害時には聞き取りが困難である。 ・戸別受信機が高額であり、各戸に配備することができない。 ・住民自らが情報を取りにいくよう、防災意識の向上を図る必要がある。	大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が届きにくいなど、一部の住民には、情報収集方法が限定される懸念がある。		●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が届き取れるようにすることが課題である。 ●住民等が理解しやすい避難勧告の伝達文の検討が必要となる。 ●高齢者や災害時要配慮者等、複数の情報入手ツールを持たない一部の住民も含め、単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ●住民自らが情報を取りにいくよう防災意識の向上を図る必要がある。	G H I J
避難誘導体制	現状	各警察署、各消防署、関係機関と連携しながら避難誘導に努める。	大雨等が継続する場合は、職員が現場で誘導することは困難を極めるため、「情報伝達の体制や方法」による以外には、事前に文書等で周知し、早めの安全確保等を行うように、取り組みを進めている。	警察署、消防署、消防団、東京都等と連携して、避難誘導に努める。	市が警察署、消防署、消防団、都等と連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	市・消防・警察などが連携し避難誘導にあたる。	市職員、消防団員、警察官、自主防災組織が連携して、避難誘導に努める。	現時点で具体的な取組みは行っていない。		○避難誘導は、自治体、警察、水防団(消防団)、自主防災組織が実施している。	
	課題	住民ひとりひとりの避難意識の向上が必要と考える。	災害時には人員不足が予想されるため、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。 また、区民の水害への意識を高め、適切な避難ができるように、準備をしてもらう必要がある。	浸水想定区域内の自治会や自主防災組織と避難体制等について協議していくことが求められる。 現地対応員の安全確保、活動人員や資機材の確保が求められる。	避難にかかるリードタイムを予め検証しておく必要がある。 避難には危険が伴うことが予測され(特に夜、雨や風が強い中での避難において)、住民自身が適切な避難ができるよう準備してもらう必要がある。	現地対応員の安全確保、活動人員や連絡機材の不足が考えられる。	関係機関等が連携した避難誘導に関する訓練を実施したことがない。訓練ノウハウもない。 ・災害時には人員不足が予想される。 ・住民自らが避難に努めるとともに、町会、自治会等が組織的に避難できるよう、自助、共助の意識の向上を図る必要がある。	状況に応じた立ち退き避難や垂直避難等の行動に対して、誘導側も行動する住民側も、その場で適切に判断できない懸念がある。		●災害時には人員や資機材の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。 ●避難誘導のための準備・訓練や効率的な誘導体制の確保が必要となる。	K L

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

項目	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	関東地整	現状・課題
河川水位等に係る情報の提供	現状	区には水防法にいう水防団はなく、区及び消防機関(消防本部、消防署、消防団)が水防作業にあたる。各消防署と連携をとり情報の共有をしている。	消防団への情報提供に関しては、消防署と連携しながら、適宜必要な対応を取ることにしている。	消防団員の自宅待機や詰所待機、消防団幹部の参集等に係る基準がある。	市が消防署や消防団等の関係機関と緊密な連絡を取り、情報を交換するとともに市内の雨量、水位等の状況を入力し、常に的確な情報の把握に努める。必要に応じて消防団本団が市に参集し、迅速な指示、命令を実施する体制となっている。	市から火災出動等で使用しているメールシステム等を用いて消防団へ周知を図る。	・市災害対策本部から防災行政無線(移動系)やメール等により消防団へ伝達する。	多摩川の氾濫に関しては取組みなし。現状、目黒川・立会川に関しては各消防署と情報交換を行ない連携を取っている。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	○防災行政無線、メール等を用いて水防団(消防団)へ周知を図っている。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。
	課題	慌ただしいなかでいかに正確に迅速にできるか。	避難勧告等を出すレベルの気象状況の場合には、河川以外の被害も予想されるため、その状況の中で正確に情報提供を行っているよう、訓練を実施する必要がある。	—	—	—	—	—	—	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報提供をすることが課題である。
河川の巡視区間	現状	水害の恐れがある時に河川水位の確認を行っている。台風などの襲来において河川増水時は、河川敷にいるホームレスへの避難通告を行っている。	水害発生が予想される際には、路上生活者への呼びかけも含め、広報車による巡視等を行っている。	消防団員の自宅待機や詰所待機、消防団幹部の参集等に係る基準がある。	河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関と連携し、事態に即応した措置を講ずる。	水位が上昇している場合は、市の防災担当職員や消防団員が河川敷(おおよそ立川市境の河川敷グラウンド)へ巡視に向かう。	・重要水防箇所合同巡視に市職員が参加している。	・京浜河川事務所が実施する共同点検に参加し、リスクが高い区間の確認をしている。	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検を実施。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施。	○出水期前に、自治体、水防団(消防団)、地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
	課題	夜間での河川巡視やホームレスへの周知活動において、職員の安全対策を考える必要がある。	水害時には対応項目が多岐に渡るため、巡視等に対応する人員の確保が必要である。	河川巡視や監視警戒に係る行動マニュアルの作成が必要である。	河川巡視に当たる職員や関係機関の安全確保が必要である。	確認を行う職員の安全確保	・風水害時における巡視は、危険が伴うため、安全対策が必要である。	—	—	●洪水時の水防団(消防団)の巡視担当者の安全を確保することが課題である。 ●水防団(消防団)による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。
水防資機材の整備状況	現状	大田区内に21箇所の公園・道路等に「土のう置場」を設置しており、区民が24時間いつでも利用することが出来るようになっている。「土のう置場」=土のう100袋/箇所程度、合計約3,000袋配置している。 ポンプ車 1台配備(排水能力 4.5m ³ /分、揚程8m)	水防活動に必要な資機材について、各土木管理事務所及び水防倉庫において備蓄、配備している。	UV土のうなど通常の土のうより高品質なものを買い足すなどしている。	市内に水防資機材倉庫の設置を行うと同時に、市内の資材業者の手持資器材を調査しておくなど、緊急の補給に備えている。	土のうを市役所で保有。職員で作成を行っている。	・土のう、防水シート、パイル、排水ポンプ等を水防倉庫等に保管している。	土のう、排水ポンプなどを区内各所の水防用備蓄資機材倉庫に配備している。	水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	・事務所、出張所、河川防災ステーション、水防拠点、側帯に水防資機材を備蓄。 ○土のう袋や防水シート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。
	課題	決壊するような猛烈な増水時は、土のう作業などには危険を伴うため作業職員の安全対策を考える必要がある。	現在保有している資機材を定期的に点検管理が必要である。また、大規模水災害時に必要となる資機材の種類、数量を検討し、計画的に整備していく必要がある。	資機材の適切な整備や管理を行う必要がある。	災害対策に係る資機材の備蓄スペースの確保が課題となっている。専門の職員がいないため、職員の在籍する年数によって、知識に差がある。	土のうの数が少ない 防水シートなどの数が少ない	・定期的なメンテナンスや更新が必要である。	資機材の適切な管理に懸念がある。	—	●水防資機材の過不足を確認し的確なメンテナンス及び補充を行うことが課題である。 ●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。
市区庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	高さ1.06メートルの防潮板および排水ポンプ1台を所有している。	現状では浸水想定区域に該当していないため、具体的な対策までは取っていない。	庁舎に関しては、浸水想定区域外にある。	市庁舎に関しては、浸水想定区域外にある。	特になし	・市庁舎は浸水想定区域内にあり、嵩上げもしていないことから止水板を設置できるようにしている。	—	—	○必要な設備の屋上への設置、資機材の配備や水防体制の確保により対応している。
	課題	本庁舎の電源装置が地下にあるため、想定最大規模降雨における浸水深時には停電状況に陥る可能性がある。また0.5mと3.0mでは対応も大きく変わってくるが、詳細な情報を把握することができない現状では、具体的な対策を策定することは困難である。	—	—	市庁舎は浸水想定区域ではないが、地下に電気・水道等の重要設備があり、集中豪雨等に備えた対応が必要となっている。	—	・新しい浸水想定区域の浸水深に対応できる体制づくりが必要である。	—	—	●災害時に拠点となる公共施設が浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	関東地整	現状・課題
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	毎年、水門や排水場の実施訓練を行っている。	年1回出水期前に、資機材の訓練を実施している。 樋門、樋管の操作方法(マニュアル)を整備している。	特になし	毎年、水防訓練で消防ポンプ(B級及びD級ポンプ)を利用した排水訓練を実施している。	特になし	・排水施設(樋管)に関する操作運用要領(マニュアル)を整備している。	排水資機材を使用した、水防訓練を毎年実施している。	・事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	○自治体によっては、可搬ポンプの操作訓練を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保。本年度、具体的な排水計画検討を実施。
	課題	区で実施する水門開閉作業は、職員が現地で操作するため、目視により安全確認する必要がある。そのために作業職員の安全確保が必要である。	排水資機材の操作方法等について、広く周知を図っていく必要がある。	関東地方整備局の具体的な排水計画の検討結果を参考にし、作成の検討を行う。	大規模河川の氾濫を想定した排水対策については具体的な検討を行っていないため、国や都と連携した排水対策について検討する必要がある。	—	・樋管の水位は、職員が現地で目視により確認する必要があるため、職員の安全確保が必要である。	—	—	●大規模洪水の際に関係機関が連携した氾濫水の排水のための操作・運用に課題がある。 ●洪水時の排水施設の操作員の安全確保が課題である。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	関東地整	現状・課題
堤防等河川管理施設の整備状況	現状	—	—	—	—	—	—	—	・計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において、堤防の整備を推進している。 ・河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において、堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。
	課題	—	—	—	—	—	—	—	・必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。 ・上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。 ●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。

○概ね5年で実施する取組(実施済を含む)

○:実施予定 ●:実施済み -:予定無し ■:該当なし・対象なし

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	課題	目標時期	実施する機関									地域住民	
						大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	気象庁		関東地整
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組																
■防災教育や防災知識の普及																
	①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き順次実施	●	●	●	●	●	●	●	○	●	活用		
	②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加		
	③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, B	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加		
	④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, B	引き続き順次実施	●	○	●	○	●	○	○	○	○	参加		
	⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, B	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	参加		
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組																
	①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	M	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■		
	②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	M	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■		
	③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	・水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M, O	引き続き順次実施	●	●	○	●	○	○	●	●	●	参加		
	④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	N, O	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■		
	⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	N	引き続き実施	●	●	●	●	■	■	■	■	■	■		
2)ソフト対策の主な取組 (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																
	①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	S, T	引き続き順次実施	●	●	○	○	○	●	○	■	○	■		
	②排水訓練の実施	・排水訓練の実施	S, T	引き続き順次実施	○	●	■	○	○	●	■	■	○	■		

項目	具体的取組	課題	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	気象庁 東京管区気象台	関東地整
1) ハード対策の主な取組												
■ 洪水を河川内で安全に流す対策												
	○必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	U										・堤防整備等 ・河岸侵食防止のための水衝部対策を実施していく
■ 危機管理型ハード対策												
	○堤防天端の保護 ○堤防裏法尻の補強	V										決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策として、 ・法肩部(堤防斜面上側の角)の崩壊の進行を遅らせるための堤防天端のアスファルト等での保護 ・深掘れの進行を遅らせるための裏法尻のブロック等での補強を実施していく
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレフォンサービスの導入	G, I	防災無線塔のデジタル化については、既の実施済みである。今後は、防災無線のテレフォンサービスについて検討していく。【H29年度】	・防災行政無線電話応答サービスを運用している。 ・防災無線塔のデジタル化工事について実施している。【H27～H31】	フリーアクセス電話番号(防災行政無線放送確認)を実施している。	防災行政無線のデジタル化の推進及び調布市防災・安全情報メールの配信を実施している。	防災行政無線のデジタル化を現在進めている。その中で浸水想定区域内の要配慮者施設に対し無線の個別受信機を設置予定である。【H32】	・防災行政無線自動応答電話を運用している。 ・防災行政無線(固定系)のデジタル化を実施している。【H28年】	防災行政無線(固定系)の再構築を検討しており、今年度中に計画を策定する。			
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	R	本庁舎にて、高さ1.06メートルの防潮板および排水ポンプ1台を所有している。	区役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市庁舎並びに防災センターは浸水想定区域内にあるため、屋上に非常用発電装置を配置している。	区役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。			
	③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材の配備	P, Q	区で保管・管理している土のうについては、UV対応の長期保管に適した土のう袋を使用している。	適宜、必要に応じて検討していく。【H32】	新素材・新技術の情報収集を行うとともに必要な更新等を検討していく。【H32】	資機材の拡充について引き続き検討していく。【随時】	活動資機材の適宜更新配備を行う。【H32】	適宜、必要な更新を検討していく。【H32】	新素材のUV土のう袋を配備している。	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。		・新技術を活用した資機材等の配備していく ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充していく
	④消防団と兼任する水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	M										継続して簡易水位計、量水標、カメラを設置していく。
2) ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■ 情報伝達、避難計画等に関する取組												
	①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, H										洪水予報等の情報発信を行っていく。 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【公開済】
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	計画規模降雨における洪水を対象としたタイムラインはすでに策定済みである。想定最大規模降雨における洪水を対象としたタイムラインの策定に取り組んでいく。【H29以降】	作成する予定である。【H28以降】	今後、検討していく。【H32】	タイムラインとしては策定していないが、水位状況等の進捗に応じたマニュアルを作成している。マニュアルの見直しを図るとともに、タイムラインについても策定に取り組む。【H29】	訓練等を通じ今後必要に応じ作成していく。	作成する予定である。【H28】	地域防災計画見直しに併せて検討していく。		気象情報に対する防災行動との関連整理について、流域自治体のタイムライン作成に適宜協力する。	作成に必要な水位情報等の提供を行っている。
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	想定最大規模降雨に対応したタイムライン作成後に実施する予定である。【H29年度以降】	タイムライン作成後に実施する予定である。【H29以降】	タイムライン作成後に実施する予定である。【H32】	震災対策訓練では、首長等も参加した実践的訓練を実施しており、今後、風水害対応訓練についても検討したい。【H30】	担当課及び部長を対象とした水害対応訓練を実施(平成28年7月)、今後も継続実施していく予定である	タイムライン作成後に実施する予定である。【H32】	目黒川等については首長参加のもと水防訓練を実施しているが、多摩川については検討中である。【H32】		水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	自治体で実施するロールプレイング等の水防訓練に参加する。
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A										多摩川で公表済【H28.5末】
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	想定最大規模降雨における洪水を対象に、避難先を記したハザードマップの作成を行っていく。【H29年度以降】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H32】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H32】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H32】			
	⑥近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び都市部における垂直避難の検討	D, E	近隣自治体への避難も含めた広域避難計画を検討していく。【H28年度以降】	区内の浸水区域外へ避難する対応を想定している。	広域避難について情報収集の検討をしていく。【H32】	市内の浸水区域外へ避難する対応を想定している。	市内の浸水区域外へ避難する対応を想定している。	市内の浸水区域外へ避難する対応を想定している。	現時点で広域避難計画を策定する予定はない。			作成に必要な情報の提供および策定支援を行っていく。
	⑦要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成	D, E, I, K	関係部署と調整し検討していく。【H29年度以降】	要配慮者に対し、避難勧告等の情報が伝わるよう、連絡体制の整備を進め、合わせて訓練等の実施を検討していく。【H29以降】	福祉担当課等と調整していく。【H32】	課題として認識している。所管部署と連携して対応を検討していく。【H32】	要配慮者施設との連絡訓練を継続予定。それぞれの施設の避難計画については作成予定なし。	福祉担当課等と調整していく。関係部署と調整し検討していく。【H32】				
	⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討	A, D, F	関係部署と調整し検討していく。【H29年度以降】	案内板の整備について検討していく。【H32】	東電柱に避難場所案内を掲示できるよう協定を締結済みである。今後、掲示内容について調整していきたい。	風水害に対応した案内板等の設置について検討していく。【H32】	土砂災害警戒区域等を含め整備予定である。	東電柱に避難場所案内を掲示できるよう協定を締結済みである。今後、掲示件数を増やしていきたい。	公共施設や電柱等に看板を設置するよう検討していく。【H32】			
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B, H										気象警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供を開始する計画。【H29】

〇概ね5年で実施する取組(実施済を含む)

項目	具体的取組	課題	大田区	世田谷区	府中市	調布市	国立市	狛江市	品川区	東京都	気象庁 東京管区気象台	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■防災教育や防災知識の普及												
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	防災危機管理課にて対応している。	災害対策課及び各支所における地域振興課にて対応している。	水害に関する部署で対応している。	災害対策に係る問合せは基本的に総合防災安全課にて対応している。	市の防災担当課で対応している。	市の防災担当課で対応している。	水害に関する部署で対応している。			自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。	問い合わせ窓口を設置している。
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	想定最大規模の浸水想定区域の洪水ハザードマップ作成に合わせて、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H28年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】		市町の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的にやっていく。【H28年度から】	市町の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的にやっていく。【H28年度から】
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H29年度以降】	今後、教員を対象として講習会等の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象とした講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】		京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の要請により、講習会等を積極的にやっていく。
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	出前型の防災講話等で防災への指導を実施している。または、今後、新たな想定に基づいたハザードマップの作成後、周知について検討していく。【H29年度】	学校の防災訓練等で、水防に関する内容について加えているか検討していく【H32】	学校等で防災への指導を実施している。	今後、学区が浸水想定区域内の学校において、風水害に係る防災教育の実施について検討していく。【H32】	防災訓練等で防災への指導を実施している。	今後、実施について検討していく。【H32】	今後、水防災教育について検討していく。【H32】	「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の要請により、水防災教育への協力を積極的にやっていく。【平成29年度から】	
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	これまでの計画規模降雨を想定したハザードマップ等を活用しながら、住民を対象に説明会を実施してきた。今後は想定最大規模降雨を想定したハザードマップやタイムラインを活用した説明会等の実施を検討していく。【H29年度】	平成17年度の洪水ハザードマップ作成時に区民説明会を実施。今後は必要に応じて実施していく。	地域自主防災連絡会や出前講座で啓発となる説明会を行っている。	出前講座等を通じた周知・啓発を実施している。平成28年度は、風水害に係る防災講演会を開催した。	浸水想定区域の変更に伴う市民説明会を開催(平成28年7月)、出前講座等での意識啓発を行っている。	風水害に係る防災講演会を開催している。(平成28年8月)	立会川の津波浸水想定説明会や津波に関する避難誘導ワークショップ等の出前講座を実施している。	・広報と連携した、啓発支援に取り組んでいく。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	・市町の要請により、出前講座等を積極的にやっていく	
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組												
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	各消防署等との定期的に通信訓練を実施している。	消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行っている。	消防団との通信はメール配信システム及びMCA無線で対応している。	他の訓練等の機会を捉えて、情報連絡訓練を行っている。	訓練等で実施している。	水防訓練等で実施済みである。	風水害訓練等で実施している。				
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	M	防災無線等を配置し、連絡体制を確保している。	消防団運営委員会にて状況確認を行っている。	消防団同士はMCA無線で対応している。	消防団には、防災無線の他、連絡用簡易無線機を配置している。	MCA無線を配置し、連絡体制を確保している。	分団間は、市とは異なる無線機により連絡体制を確保している。	各消防署を通じた連絡体制を確保している。				
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M, O	都、国が実施する共同点検に参加している。	国や都が実施している共同点検に、地域住民の参加も募り、区も一緒に参加をしている。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加している。	重要水防箇所共同点検への近隣自治会の参加を検討していく。(平成28年度点検に参加)	都、国が実施する共同点検に参加している。	重要水防箇所共同点検への参加を検討していく。【H29】	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	京浜河川事務所が実施し、流域自治体に参加する共同点検に同行する。	重要水防箇所等の共同点検を実施している。【H27年度から】		
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N, O	区役所、各消防署、消防団、関係協力団体が参加し、合同水防訓練を年1回実施している。	区、消防、区民(消防団含む)による合同水防訓練を年1回実施している。	合同水防訓練を実施している。【毎年】	年1回、消防署、消防団等と連携して合同水防訓練を実施している。	近隣消防団、署と1年に1度多摩川の氾濫を想定した水防訓練を実施している。	年1回水防訓練を実施している。	区、消防、区民(消防団含む)による合同水防訓練を年1回実施している。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて参加する。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・水防管理団体が行う訓練に参加する。	
⑤水防活動の担い手となる水防団等の募集の促進	N	区実施のイベントにて、人員の募集に協力している。	区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力している。	建設・土木に係る団体と協定を締結しており、訓練等にも参加していただいている。	建設・土木に係る団体と協定を締結しており、訓練等にも参加していただいている。	消防団の定員は充足している。	団員の定員が充足しているため、現時点では特に募集していない状況である。	区職員を含め消防団加入促進などを行なっている。				
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組												
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組												
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	S, T	東京都との連絡体制を確保している。	東京都と連絡体制を確保している。	連絡体制等について検討していく。【H32】	集中豪雨等における住宅への浸水に対する排水活動は実施しているが、大規模な排水についての計画等はない。国や都との具体的な連携体制について検討していく。【H32】	連絡体制等について検討していく。【H32】	排水施設(樋管)に関する操作運用要領(マニュアル)を整備している。	氾濫時に配備可能な排水ポンプ車について、確認し排水計画の策定に協力していく。【H32】				自治体と連携し、大規模水害時における排水計画(案)を作成していく。【H29年度から】
②排水訓練の実施	S, T	水門、排水施設(樋管等)の訓練を実施している。(毎年)排水ポンプ車の取扱訓練の実施している。(毎年)	年1回出水期前に、資機材の訓練を実施している。		国や都との具体的な連携体制を踏まえた大規模な排水対応に係る訓練実施について検討していく。【H32】	排水訓練の実施について検討していく。【H32】	訓練は実施していないが、点検時に操作方法を適宜確認している。					大規模水害を想定した排水訓練の実施を検討していく。【H30年度から】